

滋賀県は温室効果ガス排出量を2030年までに1990年比で50%削減を決意

温室効果ガスの増加により、異常気象の発生や生態系の変化など地球規模での深刻な影響が現れており、琵琶湖をはじめとする自然環境や生活環境への影響が懸念されています。

2010年11月22日に滋賀県は、これらの課題に対処するため化石燃料に頼らない低炭素社会の実現を目指し、「(仮称)滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」(素案)が発表しました。

この条例は平成23年4月に告示され、現在、必要な規則を検討中で施行は一年後になる予定で作業が進められています。その概要は、前文で始まり第1章から第9章・その他から構成されています。市民及び事業者に係るものを抜粋したものは、次のようになります。

(仮称) 滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例要綱案の概要

(1) 目的

- 1.低炭素社会づくりを推進し、もって健全で質の高い環境を確保しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会(=持続可能な社会)の構築に寄与し、あわせて地球温暖化の防止に資すること

第1章 総則

(2) 基本理念

- 1.低炭素社会づくりのために社会経済構造を転換する必要があるとの認識の下推進
- 2.全ての者の主体資すること的・積極的な参画の下に推進
- 3.県・県民・事業者その他の関係者の連携および協働の下、様々な分野における取組みを総合的に推進
- 4.温室効果ガスの排出の抑制等と経済社会の持続的な発展との両立を図ることを旨として推進

(3) 県・事業者・県民等の責務

1.県

- ①低炭素社会づくりに関する総合的活計画的な施策を策定・実施
- ②施策の策定・実施にあたって国・他の地方公共団体、民間等と連携協力
- ③県域で民間団体等が行う活動推進のため、情報提供その他の措置を講ずる

3.県民

- ①日常生活に低炭素社会づくりに関する取組みを自主的・積極的に実施
- ②県が実施する低炭素社会づくりの施策に協力する

2.事業者

- ①事業活動に関し温室効果ガス排出の抑制の取組み等低炭素社会づくりに関する取組みを自主的・積極的に実施
- ②県が実施する低炭素社会づくりの施策に協力する

4.滞在者および旅行者

- ①県内における低炭素社会づくりの取組に協力する

第3章 事業活動に係る低炭素社会づくりに関する取組

(1) 事業者が取組むよう努めるべき事項

1. 事業活動に伴うエネルギー使用量の把握
2. 省エネルギー型機器の使用
3. 省エネルギー型機器の効率的な使用
4. 冷暖房時の適切な温度設定
5. 従業員の服装への配慮
6. 廃棄物の発生抑制
7. 廃棄物の処理による温室効果ガス排出抑制

(2) 事業者行動計画の策定事項等（義務規定）

1. 温室効果ガス発生量が一定以上の事業者は、取組に関する計画を策定し、知事に提出
2. 計画の実施状況を記載した「事業者行動報告書」を作成・提出。計画書には低炭素化の取組み省エネ製品製造の取組みを定める
3. 計画書・報告書は公表される
4. 中小規模事業者は事業者行動報告書を任意に作成・提出できる

事業者の取組みについて

1) 基本的な考え方

県はこの条例の策定にあたって産業振興も考慮しています。また、事業者に対しては工程等の省エネだけでなく、事業活動全般に範囲を広げ他低炭素化の活動を求めています。

2) 事業者行動計画書制度の内容

- (1) 一定規模（年間エネルギー使用量の合計が原油換算で 1,500kl 以上）の事業所は行動計画書の提出が義務付けられます。

なお、一定規模以下の事業者も任意に行動計画書を提出することができます。

(2) 計画書の内容

① 基本的事項

計画期間、基本方針、推進体制を網羅し、明確にします。

② 事業者自身の低炭素化に関する事項

低炭素化のため講ずる措置（建物を含む消費エネルギーの削減項目）、基準年度の排出量、削減目標（削減目標は各事業者の自主目標とする）

③ 他者の低炭素化に関する事項

省エネ製品の製造やサービスの提供により、顧客等他者が達成する排出抑制への取組み及びこれを定量的に評価する手法の開発等。

詳細は今後施行される規則に委ねられます。

第4章 日常生活に係る低炭素社会づくりに関する取組み

(1) 県民等が取組むよう努めるべき事項

1. 日常生活に伴うエネルギー使用量の把握
2. 省エネルギー型機器の使用および機器の効率的な使用
3. 冷暖房時の適切な温度設定
4. グリーン購入の推進
5. 廃棄物の発生抑制

(2) 低炭素地域づくり活動計画

1. 自治会・商店街・民間団体が地域における低炭素社会づくりに関する活動についての計画を作成・実施する
2. 知事は、その「計画書」を低炭素地域づくり活動計画として認定・公表し、必要な情報提供・助言等の支援を行う。

県民・商店街・地域団体の取組みについて

・再生エネルギーの利用、グリーン電力の購入、再生可能エネルギーの利用等

第6章 自動車等に係る低炭素社会づくりに関する取組

自動車等に係る取組み

1. 公共交通機関等の利用への推進
2. 温室効果ガス排出量のより少ない自動車の購入等
3. 自動車走行量の抑制等
4. アイドリング・ストップの実施
5. 駐車場等の設置管理者によるアイドリング・ストップの周知
6. 自動車管理計画の策定（義務規定）
 - (1) 使用自動車台数が一定台数以上事業者は排出抑制のための方針・取組みの計画書を策定し知事に提出
 - (2) 計画策定事業者は実施状況を「**自動車管理報告書**」作成・提出
 - (3) 計画書・報告書は公表する。
 - (4) 中小規模事業者は「自動車管理計画」を任意に策定・提出できる

・ 従業員の自動車通勤の抑制、店舗等での利用者の自動車利用の抑制

第7章 森林の保全および整備

- (1) 県民・森林所有者・事業者等による森林の適切な保全・整備および県内産木材等の利用促進
- (2) 県の県民・森林所有者・事業者等との連携による森林の保全・整備

第8章 農業および水産に係る低炭素社会づくりに関する取組み

農業、水産業に係る取組み

- (1) 農業・水産業者は温暖化効果ガスの排出抑制に配慮した生産活動の実施
- (2) 県民・事業者による地産地消
- (3) 県による農業・水産業の育成・振興支援

第9章 雑則

1. 特に優れた取組みを行った県民、事業者、団体の顕彰
2. 指導および助言
3. 告徴収および立入調査、勧告、公表

その他

1. 施行日
原 則：平成23年4月1日
計画制度：平成24年4月1日までの間に規則で定める日から
2. 施行後5年を目途に検討・見直しを行う
3. 関係条例の一部改正等
「滋賀県大気環境への負荷の低減に関する条例」の一部改正及び必要となる経過措置を置く

現在、計画書制度は温暖化対策のための条例を持つ15府県の全てが制度化している

滋賀県は低炭素社会づくりを「**環境保全と経済発展の両立**」させながら実現するため、その道筋をつける「**行程表**」:を併せてホームページに公表しています。

県のホームページ <http://www.pref.shiga.jp/d/new-energy/>にアクセスして見てください。